

学校法人三幸学園 名古屋辻学園調理専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に則り、また調理師法の規定に基づき調理師に必要な知識、理論及び調理技術を修得すると共に、教養と人格の向上を図り、調理師業界で活躍できる人材の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校の名称は、名古屋辻学園調理専門学校とする。

(位置)

第3条 本校の位置は、愛知県名古屋市西区則武新町3-9-26に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日等

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛生専門課程	調理師科	昼	1年	50人	50人	2
衛生専門課程	上級調理師科	昼	2年	125人	250人	10
合計				175人	300人	12

2. 在籍期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 前項の学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3. 教育上必要があるときは、校長の判断により期間の変更をできるものとする。

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業（7月下旬から8月下旬までの約1か月間）
- (4) 冬季休業（12月下旬から1月上旬までの約2週間）
- (5) 春季休業（3月上旬から4月上旬までの約1か月間）
- (6) 学園創立記念日（6月10日）。ただし、休業日は6月第1金曜日とする。

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業及び実習を行うことがある。

3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数、単位等

（教育課程、授業時数及び単位数）

第7条 本校の教育課程、授業時数及び授業単位数等は、別表1－1，2のとおりとする。

2. 別表1－1，2に定める授業時数の1単位時間は50分とする。

3. 各学科の教育課程は1年間で800単位時間以上を設定するものとする。

4. 教育上有益と認める場合は、他学科の授業科目を履修することができるものとする。

5. 各学科にて卒業までに履修させる授業時数及び生徒が1年間に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は別表1－1，2のとおりとする。

（授業の方法）

第8条 本校における授業は、講義、演習、実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2. 本校は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができるものとする。

3. 前項の授業の方法による授業科目の履修は、各学科の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

（単位の基準）

第9条 本校の授業科目の単位数は、授業方法に応じ当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準にて計算するものとする。

（1）講義科目については15単位時間の授業をもって1単位とする。

（2）実技科目、演習科目については30単位時間の授業をもって1単位とする。

（3）授業科目について、講義、演習、実技、実習のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、前2号の組み合わせに応じ、学修の内容をもって個別に単位を定めるものとする。

(成績評価)

- 第10条 授業科目の成績評価は、試験、レポート、履修状況等を総合的に勘案して行う。
2. 出席時数が補講時間数も含め授業時数の4分の3に達しない科目の単位認定は行わない。ただし、別表1-1, 2に示す調理師免許申請にかかわらない科目については当該基準を3分の2とする。
 3. 試験は各学期に次の基準により行うものとする。
 - (1) 合格点に満たない学科目及び不合格の実技項目については、再試験を行う。
 - (2) 試験に欠席した者でその理由がやむを得ないと認められた者は追試験を認めることができる。
 4. ただし、演習、実技、実習等については平素の成績のみによって認定することができる。

(始業、終業)

- 第11条 本校の始業及び終業の時刻は、9時10分から17時10分までとする。
2. 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、時刻を変更して授業を行うことができる。

第4章 教職員組織等

(教職員組織)

- 第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 教員の半数以上は基幹教員とする。

課程	分野	必要教員数	必要基幹教員数
衛生専門課程	衛生関係	21人以上	11人以上
合計		21人以上	11人以上

- (3) 助手 1人以上
- (4) 事務職員 1人以上
- (5) 学校医 1人

2. 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
3. その他、校長の職務を助けるため、副校長を置くことができる。副校長は、校長を補佐し、所属教職員を監督する。

(学校評価)

- 第13条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本校は自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
3. 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

（教育課程編成委員会）

第14条 本校の教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めるものとする。

第5章 入学、休学、退学及び卒業等

（入学資格）

第15条 本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、調理師法第4条に規定された者を除く。

- （1） 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者
- （2） 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- （3） 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （4） 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5） 修業年限が3年以上の専修学校高等課程を修了した者
- （6） 文部科学大臣の指定した者
- （7） 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- （8） 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- （9） 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学時期）

第16条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続き、入学許可)

第17条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第33条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。尚、入学選考の詳細は別に定める。
- (3) 合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要な書類に所定期日までに別表2—1に定める入学金を添え、手続きを取らなければならない。
- (4) 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- (5) 所定の期日までに入学手続きを取らなかった者は合格を取り消す。

(保証人)

第18条 保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果たすことができる者でなければならない。

2. 保証人は、保証する生徒の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負うものとする。
3. 保証人は、学則に定めた保証する生徒の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、教材実習費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。
4. 保証人に転居、転籍等があったときは、速やかにその旨を届出なければならない。
5. 保証人がその資格を失ったときは、新たに保証人を選定して届出るとともに、あらためて誓約書・保証書・同意書を提出しなければならない。

(転入学、編入学)

第19条 本校への転入学・編入学を願い出る者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、選考の上、校長が許可することができる。

2. 転入学・編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転科)

第20条 本校に在学中の者で転科を希望する者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、既に履修した授業科目、単位数等を考慮し、校長が許可することができる。

2. 転科に関して必要な事項は、別に定める。

(休学、復学)

第21条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって長期欠席する場合は、学期を単位として保証人連署の届出により最長一ヵ年に限り、校長の許可を得て休学することができる。

2. 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により1カ年に限り延長を認めることがある。
3. 休学期間は、第4条に示す修業年限に含めない。
4. 第1項の者が、復学しようとする場合は、校長の許可を受けて学期の始めに限り復学することができる。
5. 休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(出席停止)

第22条 校長は、学校保健安全法等に基づき、生徒が感染症にかかり又はその疑いがあるとき、その他必要があると認めるときはその生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(退学)

第23条 退学をしようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

2. 退学に関して必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第24条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者
- (2) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学手続き完了者で、就学意志がない者
- (4) 死亡した者又は不明となった者

(単位の認定及び時期)

第25条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて単位の認定を行う。

2. 単位認定の時期は学期末又は学年度末とする。

(卒業の認定及び時期)

第26条 本校に修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者について校長は卒業の認定を行う。

2. 前項に定める所定の単位は、卒業要件として以下のとおりとする。
 - (1) 卒業要件単位数は、31単位に当該学科の修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。
 - (2) 必修科目について全て認定されている。
3. 卒業の時期は、3月又は9月とする。
4. 修業年限以上在学し、卒業要件を満たすことができない者は卒業延期者とする。

(称号の授与)

第27条 第26条により卒業要件を満たした者には、次のとおり専門士の称号を授与する。

学科名	専門士の称号	告示・公示
上級調理師科	衛生専門課程	平成30年2月28日告示

(資格の取得)

第28条 本校調理師科及び上級調理師科の定める授業科目のうち調理師法及び同法施行規則により定められた単位を修得し、かつ卒業要件を満たした者は、調理師法第3条第1項第1号の規定に基づき、調理師免許の申請ができる。

第6章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可し、単位を与える事ができる。

2. 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第30条 授業の聴講を志望する者がある場合は、本校の教育に支障がない限り、これ許すことができる。

2. 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第7章 賞罰

(褒賞)

第31条 成績優秀な者、又は他の模範となる行為があった者は、校長が褒賞することがある。

(懲戒)

第32条 生徒が本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分を逸脱する行為があり教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行うものとする。

3. 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 納付金、その他

(納付金)

第33条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の納付金は別表2-1, 2, 3のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第34条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒は休学又は停学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、その期間に応じ、授業料等の全部又は一部を免除することがある。

3. 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

4. 別表2のほか、実習費等の修学に関する費用を徴収する。

(納付金の還付)

第35条 既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

(退学者等の納付金納付義務)

第36条 退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

(健康管理)

第37条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

2. 健康診断、その他健康管理については別に定める。

第9章 雑則

(改定)

第38条 本学則は、改定することができる。

2. 学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

3. 学則の改定は、改定前に入学した学生においても適用されるものとする。

(施行細則)

第39条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成31年4月1日一部改正）

この学則は、平成31年4月1日より施行する。

附則（令和2年4月1日一部改正）

この学則は、令和2年4月1日より施行する。

附則（令和3年4月1日一部改正）

この学則は、令和3年4月1日より施行する。ただし、第7条（教育課程、授業時数及び単位数）、第9条（単位の基準）、第10条（成績評価）、第25条（単位の認定及び時期）、第26条（卒業の認定及び時期）、第28条（資格の取得）については、令和2年3月31日以前に入学した者にあつては、なお別紙従前の例による。

附則（令和4年4月1日一部改正）

この学則は、令和4年4月1日より施行する。ただし、第7条（教育課程、授業時間及び単位数）については令和4年3月31日以前に入学した者にあつては、なお別紙従前の例による。

附則（令和5年4月1日一部改正）

この学則は、令和5年4月1日より施行する。ただし、第7条（教育課程、授業時間及び単位数）については令和5年3月31日以前に入学した者にあつては、なお別紙従前の例による。

附則（令和6年4月1日一部改正）

この学則は、令和6年4月1日より施行する。（教育課程、教職員数、資格の取得の変更）ただし、第7条（教育課程、授業時間及び単位数）については令和6年3月31日以前に入学した者にあつては、なお別紙従前の例による。

別表 1－1
調理師科 教育課程
令和 6 年度入学生より

規定教科科目	科目名	授業形態	必修 選択	単位数	単位 時間数
食生活と健康	栄養と健康Ⅰ	講義	選択	2	30
	栄養と健康Ⅱ	講義	選択	2	30
	食生活と健康関係法規	講義	選択	2	30
食品と栄養の特性	栄養学Ⅰ	講義	選択	<u>2</u>	<u>30</u>
	栄養学Ⅱ	講義	選択	2	30
	食品学Ⅰ	講義	選択	<u>4</u>	<u>60</u>
	食品学Ⅱ	講義	選択	2	30
食品の安全と衛生	食品衛生学Ⅰ	講義	選択	4	60
	食品衛生学Ⅱ	講義	選択	2	30
	食品の安全と衛生関係法規	講義	選択	2	30
	食品衛生学実習	実習	選択	1	30
調理理論と文化概論	調理理論Ⅰ	演習	必修	2	60
	調理理論Ⅱ	演習	必修	2	60
	食文化Ⅰ	講義	選択	2	30
	食文化Ⅱ	講義	選択	2	30
調理実習	調理実習Ⅰ	実技	必修	4	120
	調理実習Ⅱ	実技	必修	4	120
	基礎調理実習Ⅰ	実技	必修	1	30
	基礎調理実習Ⅱ	実技	必修	1	30
総合調理実習	サービス実習	実技	必修	1	30
	総合調理実習	実技	必修	4	120
合計				48	1020

※調理師科の生徒が1年間に履修できる単位は、48単位までとする。

※卒業要件：31 単位以上

別表 1－2

上級調理師科 教育課程

令和 6 年度入学生より

規定教科 科目	科目名	授業 形態	必修 選択	1 年次		2 年次		合計	
				単位数	単位 時間数	単位数	単位 時間数	単位数	単位 時間数
食生活と 健康	栄養と健康Ⅰ	講義	選択	2	30			2	30
	栄養と健康Ⅱ	講義	選択	2	30			2	30
	食生活と健康関係法規	講義	選択	2	30			2	30
食品と栄養の 特性	栄養学Ⅰ	講義	選択	2	30			2	30
	栄養学Ⅱ	講義	選択	2	30			2	30
	食品学Ⅰ	講義	選択	4	60			4	60
	食品学Ⅱ	講義	選択	2	30			2	30
食品の安全と 衛生	食品衛生学Ⅰ	講義	選択	4	60			4	60
	食品衛生学Ⅱ	講義	選択	2	30			2	30
	食品の安全と衛生関係法規	講義	選択	2	30			2	30
	食品衛生学実習	実習	選択	1	30			1	30
調理理論と 文化概論	調理理論Ⅰ	演習	必修	2	60			2	60
	調理理論Ⅱ	演習	必修	2	60			2	60
	食文化Ⅰ	講義	選択	2	30			2	30
	食文化Ⅱ	講義	選択	2	30			2	30
調理実習	調理実習Ⅰ	実技	必修	4	120			4	120
	調理実習Ⅱ	実技	必修	4	120			4	120
	基礎調理実習Ⅰ	実技	必修	1	30			1	30
	基礎調理実習Ⅱ	実技	必修	1	30			1	30
総合調理 実習	サービス実習	実技	必修	1	30			1	30
	総合調理実習	実技	必修	4	120			4	120
	店舗プランニング・マネジメントⅠ	講義	選択			2	30	2	30
	店舗プランニング・マネジメントⅡ	講義	選択			2	30	2	30
	フードプロデュースⅠ	講義	選択			2	30	2	30
	フードプロデュースⅡ	講義	選択			2	30	2	30
	フードサービスⅠ	講義	選択			2	30	2	30
	フードサービスⅡ	講義	選択			2	30	2	30
	基礎調理実習Ⅲ	実技	選択			1	30	1	30
	基礎調理実習Ⅳ	実技	選択			1	30	1	30
	高度調理理論Ⅰ	演習	必修			1	30	1	30
	高度調理理論Ⅱ	演習	必修			1	30	1	30
	新調理	演習	選択			1	30	1	30
	高度調理実習Ⅰ	実技	選択			2	60	2	60
	高度調理実習Ⅱ	実技	選択			2	60	2	60
	高度総合調理実習Ⅰ	実技	選択			4	120	4	120
	高度総合調理実習Ⅱ	実技	選択			4	120	4	120
	選択調理実習(西洋)	実技	選択			2	60	2	60
	選択調理実習(日本)	実技	選択			2	60	2	60
	選択調理実習(中国)	実技	選択			2	60	2	60
	選択調理実習(製菓)	実技	選択			2	60	2	60
合計				48	1020	37	930	85	1950

※上級調理師科の生徒が1年間に履修できる単位は、48単位までとする。

※卒業要件：62単位以上

別表 2－1：名古屋辻学園調理専門学校 納付金

	入学 検定料	入学金	授業料 (年間)	施設設備費 (年間)	教材実習費 その他 (年間) ※
調理師科	20,000 円	100,000 円	980,000 円	200,000 円	370,000 円～ 400,000 円
上級調理師科	20,000 円	100,000 円	980,000 円	200,000 円	340,000 円～ 400,000 円

※「教材実習費その他」は学年及び選択科目によって異なる。

別表 2－2：名古屋辻学園調理専門学校 卒業延期者納付金

	卒業延期者
施設設備費（年間）	50,000 円
講義科目（1 単位）	10,000 円
演習科目（1 単位）	15,000 円
実技科目（1 単位）	20,000 円
実習科目（1 単位）	20,000 円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。

別表 2－3：名古屋辻学園調理専門学校 科目等履修生納付金

	科目等履修生
施設設備費（年間）	30,000 円
講義科目（1 単位）	10,000 円
演習科目（1 単位）	15,000 円
実技科目（1 単位）	20,000 円
実習科目（1 単位）	20,000 円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。